

(別紙4)

## 被扶養者の特別認定に必要な書類

続柄	必要書類 (○印は必須, △印は該当者のみ)		資格要件区分																						
	被扶養者認定申告書 〔整理番号10〕	個人番号申告書〔整理番号7〕	扶養事実申立書〔特別認定分〕 〔整理番号11〕	扶養事実申立書〔各種学校生徒分〕 〔整理番号12〕	戸籍抄本又は戸籍謄本	世帯全員の住民票	所得額証明書	無職無収入申立書〔整理番号17-2〕	雇用及び給与支給〔見込〕証明書 〔整理番号13〕	年金証書・年金額改定額通知書・送金案内等の写し	確定申告書の写し又は市区町村長の課税所得証明書	雇用保険受給資格者証〔第1・2・3・4面〕の写し	在学〔在籍〕証明書	他支部又は他共済の資格確認書の写し	扶養順位協議決定書〔整理番号16〕	他の者が扶養していない証明書 〔整理番号17〕	送金事実申立書〔整理番号15〕	夫婦双方の所得額証明書・給与所得者の給与支払証明書・確定申告書の写し及び年金等の額を確認する書類	給与所得者の扶養控除等〔異動〕申告書の写し	医師の診断書又は障害者手帳の写し	退職辞令等の写し又は健康保険資格喪失証明書	国民年金第3号被保険者関係届	被扶養配偶者の年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し〔基礎年金番号が確認できる書類〕	同意書〔情報連携用〕	
提出書類の説明			※1	※2	※3			※4	※5	※6		※7	※8	※9	※10	※11	※12		※13	※14	※15	※16			
配偶者・子・弟妹父母・義父母・兄弟・その他三親等内の者	学生である	① 中学生以下の者	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	△	△	△	○	—	△	—	—	△	
		② ①以外の者 (無職無収入の者)	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	△	○	—	△	△	△	△	○	—	△	△	△	△
		③ ①以外の者 (年収130万円未満の者)	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	△	△	○	—	△	△	△	△	○	—	△	△	△
	学生でない	④ 無職無収入の者	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	△	—	△	△	△	△	○	—	△	△	△	△
		⑤ 年収130万円未満の者(自営業者・恩給・年金受給者及びアルバイト等臨時的雇用等により収入のある者)	○	○	○	—	○	○	○	—	○	△	△	△	—	△	△	△	△	○	—	△	△	△	△
	区分なし	⑥ 公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者(年収180万円未満の者)	○	○	○	—	○	○	○	—	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	—	△	△	△	△
		⑦ 障害者及び長期療養者(就労困難な場合)	○	○	○	—	○	○	○	△	—	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△
		⑧ 60歳以上の者(年収180万円未満の者)	○	○	○	—	○	○	○	—	△	△	△	△	—	△	△	△	△	○	—	△	—	—	△
		⑨ 他支部又は他の共済組合から転入してきた組合員で引き続き被扶養者として認定を受けようとする者	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	△	△	—

【裏面へ続く】

- (※1) 22歳以上の子の場合は、戸籍抄本。22歳以上の子以外の者の場合は、戸籍謄本（除籍者も記載されている謄本）。
- (※2) 組合員との居住関係を明らかにする書類（認定を受けようとする者を含めた世帯全員が記載されているもの）  
※別居のときは、組合員及び認定を受けようとする者両方の世帯全員が記載されているもの。
- (※3) 就労による給与等の収入、若しくは無収入を明らかにする書類（認定を受けようとする者）。ただし、マイナンバーを利用した情報連携により提出省略可。
- (※4) 公的年金（恩給を含む。）等を受給しているとき（現在受給している全ての年金額が確認できる書類の写し）※源泉徴収票不可
- (※5) 事業所得又は農業所得等のある自営業者のとき
- (※6) 認定を受けようとする者が雇用保険法による失業給付を受けることができるとき
  - ・雇用保険の基本手当の日額が認定基準日額3,612円（130万円÷360日）を上回った場合は、基本手当の給付日数にかかわらず、受給中は、被扶養者として認定できない。
  - ・雇用保険法による失業給付の待機期間及び給付制限期間は失業給付の支給を受けていないので、認定できる。
- (※7) 資格確認書等とは、資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内であるものに限る。）
- (※8) 認定を受けようとする者に他に扶養義務者がいるとき、扶養者の変更により扶養親族となるとき  
※配偶者が組合員の扶養に入っている場合も必要。
- (※9) 認定を受けようとする者に他に扶養義務者がいるとき
- (※10) 組合員と別居していて、組合員から送金を受けているとき
- (※11) 夫婦が共同して扶養しているとき（共働き等のとき）
- (※12) 所得税法に規定する配偶者控除又は扶養控除の対象者の書類
- (※13) マイナンバーを利用した情報連携もできるが、新規認定の場合省略できない。
- (※14) 認定を受けようとする者が20歳以上60歳未満の配偶者のとき（任意継続組合員の配偶者は除く）
- (※15) 国民年金第3号被保険者関係届を提出する際に、個人番号による届出を希望する場合は省略可
- (※16) マイナンバーを利用した情報連携により、所得額証明書の提出を省略するとき（新規の申請の場合、所得額証明書の代わりとして同意書（情報連携用）を利用することはできない。）  
また、情報連携により取得できない場合は、所得額証明書の提出を求められることがある。